

株式会社法入門

(改訂版)

有斐閣双書

株式会社法入門

三戸岡道夫 著

〔改訂版〕



* 入門・基礎知識編 *

有斐閣双書

〔改訂版〕はしがき

本書を昭和四二年三月刊行以来、皆様の御支援御鞭達によつて版を重ねることができ、執筆者として誠に有難く感謝しているところである。御高承の如く、わが国経済社会の変動もめまぐるしく、会社法の改正も繰り返し実施されて、昭和四九年には監査制度の改正を中心とする多方面に及ぶ改正を見たが、経済社会の急激な変動には適切でなく、今や更に会社法の基本的改正が、国会の決議として要請されて、法務大臣の諮問となり、法制審議会商法部会は、具体的な会社法の改正作業を開始しているところである。その改正作業に当つて、法務当局は、その審議に当つて広く学界・関係団体の意向を反映させるため昭和五〇年六月一二日、「会社法の基本的改正問題」の中核となる次の七項目をあげて意見を照会した。

- 一 企業の社会的責任
- 二 株主総会制度の改善策
- 三 取締役および取締役会制度の改善策
- 四 株式制度の改善策

五 株式会社の計算・公開

六 企業の結合・合併・分割について

七 最低資本制度および大小会社の区分

この七項目を中心として、これに関連する多くの意見が寄せられて、昭和五一年春その回答の分析・整理の作業がなされた。

その結果として、先ず「株式制度に関する改正試案」が法務省民事局参事官室より公表された。本書は昭和四九年改正法律と今回の試案による必要な補正及び資料を加えて刊行したものである。

株式会社（企業）をめぐる経済社会は変動極りなく、株式会社もこれに即応するため絶えざる注意が必要である。読者各位の多くの叱正と御鞭撻により、よりよき実務に役立つものと致したく念願する次第である。

終りに本書の刊行に当つて非常なお骨折を戴いた有斐閣新川正美氏、女屋美和子さんに心から感謝の意を表する次第である。

昭和五二年八月

三戸岡道夫

はしがき

現在の資本主義経済社会のもとでは、企業活動に当たる企業形態としては株式会社が圧倒的に重要性をもつていて、株式会社は数からいっても多く、また経済界をリードする巨大基幹企業は株式会社制度を利用せざるを得ない状況にある。これは、わが国だけのことではなく、世界共通の現象である。株式会社という仕組みが、株式や社債の発行という形で広い範囲から大量の資金を集めうる方式をとつており、証券を媒介として大衆のタンス預金の動員をするのに適しているからである。

各国の株式会社は同じ仕組みになつてはいるが、それは骨格が共通しているだけであつて、国によりその数も内容も異なつていて、また、わが国の株式会社について見ても、本来の株式会社として大衆資本を集積した巨大企業すなわち株式を証券取引所に上場している一三〇〇社ほどの公開会社と、七〇〇万社（推定）もあるという同族的・閉鎖的な株式会社とが併存している現状にある。

アメリカの保有資産一〇億ドルを超える巨大企業もわが国の資本金一〇億円以上の会社も、すべて株式会社制度をとるが、その資本の額に関係なく、すべては私的所有の自由の保障のもとに、貨幣資本を株式という形を通じて産業資本に転換するという法的仕組みをとつている。そのため、そこでは、

第一に、株式を通じて出資した者すなわち株主の期待する利益の配当および株式市価の値上りによる利潤の獲得という目的を達成させるような保障が必要となる。すなわち、出資者としての株主の利益の保護である。第二に、社団法人としての会社の運営に当たって株主の権利をどう保障するかが問題となる。そして、ここでは所有と経営の分離の問題に当面している。第三に、株式会社が有限責任社員だけから構成されていることから、これと取引する者、会社債権者の保護についての配慮が必要となる。株式会社にはこのように多方面にわたる規制が要求されるが、この制度が現実に利用されると一層この法的規制に対する各種の要請が強くなつてくる。株式会社法の沿革を見てもわかるように、明治維新以来のわが国の産業の近代化に伴つて株式会社の規制も進展してきたのである。

すなわち、商法典制定以前では、特別法としての日本銀行条例、私設鉄道条例などがあり、また、東京海上保険、日本郵船などは免許によつていていた。そして、明治二三年の商法（明治二六年七月一日施行）では株式会社の設立は免許主義であった。それが明治三二年の新商法となり、純然たるドイツ法系の立場をとつて、株式会社の設立は準則主義となつた。爾来、商法典は、明治四四年、昭和一三年、昭和二三年、昭和二五年、昭和三〇年、昭和三七年、さらに今回の昭和四一年の改正と、数次の大改正が行なわれたが、その悉くが株式会社に関するものである。そして、わが国の株式会社数も、明治三六年当時の一万社から始まって、今日は約七〇万社ということになつてゐる。

また、株式会社制度は、株式を通じて巨大な資本を集積するためだけでなく、節税のための「法人成り」として利用されたためもあって、その数がこのように激増しているのである。すなわち、同じ株式会社といつても、その内容は複雑多様である。ことに閉鎖的会社と公開会社という質の異なる株式会社があるのに、これを画一的な株式会社法によって規制しているところに、株式会社法の複雑かつ困難な問題がある。そして、前述の株式会社法の変遷に伴って大規模な公開会社に対する規制がいよいよ厳格になつてくるのに対しても、他面では閉鎖的会社にとってのそれは遵守されない多くの強行規定の存在にすぎなくなつてゐる。公開会社一三〇〇社、資本総額四兆七〇〇億円、株主総数約一一〇〇万人といわれる側面からは、投資家の保護の規制が重要な問題となつてゐるが、そのほかに、株式会社間の株式相互保有による結合、あるいは、株式保有による支配・従属の関係の問題も生じてきている。

株式会社法は独立した法人としての株式会社を規制しているにすぎないが、株式会社の現実は非常な飛躍をしているしまだ発展している。したがつて、これらの株式会社の実体に即して株式会社法を理解しなくてはならないと考えてゐる。

私は、昭和一〇年に学校を出て会社に入り、すぐ株式関係・株主総会関係の事務を担当させられたが、毎日取り扱わなければならない法律実務は莫大なものであり、その事件例も数多く集積した。一

方、同じ苦労を重ねる他の株式会社の株式関係者が集まつて株式懇話会を作り、そこで先輩・同僚の諸君との共同研究によつてこれらの株式実務の具体的に正しい処理に努めてきたのであつた。

私たちにとつて非常に幸せなことに、昭和二七年春、恩師鈴木竹雄先生を中心にして「会社法セミナー」が開始され、一年半にわたつて、石井照久先生、矢沢惇先生のご指導にあずかる機会をえ、そこでは従来の会社中心の予防法学的考え方を反省するとともに、多くの具体的な事例により正しい法的推論をする訓練を教えて戴いたのである。これは、株式事務の担当者には今日まで受けつがれて、株式会社の実務の処理にも大きく影響を与え、多大の貢献をしているものと思っている。このことは、株式会社の法律実務担当者の広く感激しているところである。

私は、昭和三八年以降、株式会社の法律実務の講義を担当することになつた。そこで、私は、株式会社制度がどのような仕組みになつているか、現実にどのように活用されているか、関係者はどのように相互に関係をもつてゐるか、ということにつき、具体的な事例を通じてこれを教えることにより、株式会社法を身近なものとすることに努めようとした。前述のように、株式会社は、多くの投資家からの出資を集め、これを利用して企業を大規模に営む制度だから、経済界の発展につれて、これを規制する技術的な仕組みはいよいよ複雑となつてゐるので、これを理解するには、出来るかぎり具体的な事例を通すことが適當な方法と考えたからである。

そして、私の永年の株式実務の経験を活かして生きた株式会社法を解説することにより、学生諸君、株式会社制度を利用して企業を經營する人、これを補助する人、あるいはこれに出資する人、こういった関係を持つ人々にいささかでもお役に立ちたいと念願して、本書をまとめた次第である。

刊行に当たって、鈴木、石井、矢沢三先生をはじめ、多くの先学・先輩の方々の学恩に改めて感謝の念を禁じえない。また、直接お世話になった有斐閣の新川正美氏、森川欣一氏、女屋美和子さんに
お礼を申し上げたいと思う。

昭和四二年三月一〇日

三戸岡道夫

目 次

I	株式会社とはどういうものか	1
一	企業の共同形態化	1
二	株式会社法の仕組みと株式会社の実態	10
II	会社の沿革と株式会社法の発展	17
一	株式会社の沿革	17
二	株式会社法の発展	10
III	資本集積に果している「株式」の役割り	11
一	株式会社の資本	11
二	額面株式と無額面株式	15
III	株主の権利・義務	16

四 株式の種類

五 株主名簿の役割

四七

三三

IV 設立はどういう手続によるか

四七

一 設立手続の概要

四七

二 変態設立事項

四七

三 株金払込の確実化の要請

四七

四 設立に関する責任

四八

五 定款の記載事項

四八

六 定款の変更

四九

V 資本の回収はどのように保護されているか

四九

一 株式の得喪の態様

四九

二 株式の自由譲渡性と制限

五〇

三 株式の譲渡方式と効果

五〇

四 株券 [一五]

VI 株式会社の機関はどのように構成され、機能しているか [二九]

一 機関の分化と各機関の権限 [三五]

二 株主総会 [四三]

三 取締役・取締役会・監査役 [七一]

VII 利益はどのようにして算定され、配当されるか [六八]

一 株式会社における計算 [六八]

二 利益配当請求 [九一]

三 決算の手続 [九三]

四 利益の配当 [九七]

五 株式配当 [一〇一]

VIII 資本はどのようにして調達するか [一〇四]

一 資本調達についての規制 [一一一]

二 新株発行の手続	一一一
三 違法または不公正な新株発行に対する救済	一一六
四 社債の発行	一六一
IX 会社の建て直しにどういう手段があるか	一一五
一 会社の破綻の救済	一一五
二 資本減少	一一九
三 会社の整理	一二〇
四 休眠会社その他	一二一
X 会社の解散・合併はどういう手続によるか	一二六
一 会社の解散および清算	一二六
二 会社の合併	一二九
XI 株式会社の分割はどのような目的のために、どういう方法で実施されるか	一二六
一 会社の分割のねらい	一二六

二 会社分割の方法	二六
XII 企業の再編成と系列化はどのように進行しているか	二九
一 産業の再編成	二九
二 株式の持ち合い	二九
索引	二九
卷末	二九

I 株式会社とはどういうものか

一 企業の共同形態化

株式会社は国民経済の担い手として活動するほど、大きな利益をあげることができる。企業が競争に打ち勝つて自己を保存し維持してゆくためには、その資本をますます増加してゆかなくてはならない。

企業が資本を集積する形態として、株式会社形態は全くうってつけのものであり、株式会社制度は、資本集積・集中のためには「人類の技術的発明的天才の産物」といえるのである。⁽¹⁾ 近代資本主義經濟の發展につれて、株式会社制度はいよいよ隆昌を極めているが、株式会社の發展こそ今日の資本主義經濟界の隆盛をもたらしているものともいえる。わが国の現況をみても、わが經濟界の担い手は、巨大な資本を擁する株式会社である。それは、均等に分割された割合的持分としての「株式」を通じて、十数万名あるいは四十数万名という多數の投資家の資金を吸収し、これを企業の自己資本として活用してい

名 称	資 本 金	株 式 行 数	額 面 額	株 主 数	売 上 高	經 営 利 益
新 日 本 製 鉄	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇	四、六〇〇、〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	七、二〇〇	一〇〇、〇〇〇	七、二二二
日 立 製 作 所	一九〇,〇〇〇,〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	五、二〇〇	一〇〇、〇〇〇	五、二二二
三 東 莊 重 工 力	一九〇,〇〇〇,〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	五、二〇〇	一〇〇、〇〇〇	五、二二二
東 洋 電 力	一九〇,〇〇〇,〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	五、二〇〇	一〇〇、〇〇〇	五、二二二
トヨタ自動車工業	一九〇,〇〇〇,〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	五、二〇〇	一〇〇、〇〇〇	五、二二二
東京海上火災	一九〇,〇〇〇,〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	五、二〇〇	一〇〇、〇〇〇	五、二二二
大洋漁業	一九〇,〇〇〇,〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	五、二〇〇	一〇〇、〇〇〇	五、二二二
三洋菱商事	一九〇,〇〇〇,〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	五、二〇〇	一〇〇、〇〇〇	五、二二二

(千円単位)	(千株単位)	(円)	(名)	(百円単位)	(百万円単位)	(百万円単位)
（右表）	（右表）	（右表）	（右表）	（右表）	（右表）	（右表）
（東洋経済新報社「会社四季報」昭和47年次第四報抄）						

は、株式会社制度の利用が必然的なものとなる（右表）。

(1) 田中耕太郎「株式会社法序説」株式会社法講座第一巻一頁。

企業共同形態のいろいろ

このように、株式会社が巨大な資本をもつて現在の経済界の担い手となっているといつても、共同形態がすべて巨大な資本を擁する株式会社というわけではないことはもちろんである。

企業は、まず個別資本をもって始められ、その剩余利益を蓄積して資本を増加してゆくのだが、そこには限度があるし、その速度もにぶる。そこで、同族、縁故者の共同経営となり、個別資本は複数資本

るのであって、このようないくつかの理由で、巨額な資本の集積は、私企業においては「株式会社制度」によらなくては到底実現することができない。そして、鉄鋼、重工業、電力等の基幹産業をはじめとして、大規模な永久的な設備を必要とする企業にあって

へと移ってゆく。しかし、さらに進んで、法人組織として会社形態をとるのでないと、その効果は十分でない。このような個性をもつた個人的な結合すなわち組合的形態から、多数の構成員をもつ社団法人組織としての会社へと進むのである。⁽¹⁾

会社制度の利用は、ここ数年の中に激増しているが、個人企業を法人組織にすることを「法人成り」という。その利点として、次のようなことがあげられる。

- (1) 法人の財産と個人の財産とが区別されること。営業上の債権・債務はその法人のものとなり、構成員である個人の責任とは区別される。

(2) 法人組織にする方が多くの資金を集められる。

(3) 法人組織にすれば、構成員の変更や死亡に関係なく事業を続けることができる。

(4) 税法上、法人組織の方が有利な取扱をうけられる。⁽²⁾

このように、個人企業が法人になると、法人の財産とその構成員の財産とは区別されて、会社の債権者に対しては、法人がその財産をもつて責任を負うことになる。しかし、法人にもいろいろな種類があり、それによって責任の取り方も違ってくる。合名会社のような人的会社の場合は、会社の財産だけで債務を完済できないときは、社員も補充的に責任を負うことになる(商八〇条、一四七条)。しかし、物的会社である株式会社の場合は、その構成員である株主は会社債権者に対していつさい責任を負わない。

したがって、物的会社制度を利用すれば、有限責任をもつて営業活動に参加できるし、個人では集める